

令和8年度石川県県有施設LED化に向けた調査業務委託に係る公募型プロポーザルの質問書への回答について

No.	項目	質問(公開用)	回答案
1	仕様書 ESCO事業比較について	事業手法の検討について、昨今の事業化検証においては、PSC,DBO,PF1-BTO,リース(BOT)の4種類が主流であり、事業性の低いESCOについては検討対象から除外すべきではないか。	仕様書7(3)②に記載の一括発注方式は、いずれも例示であり、施設ごとの最適な事業手法の検討に際して対象とする事業手法の種類は、企画提案書や受託後に提出される報告書等で示していただければと考えています。 なお、ESCOについては、他自治体での実施事例も見受けられることから例示に含めました。
2	仕様書 2030年度までにLED化する施設に関して	今回の調査対象である543施設の全施設を2030年度までにLED化を行うことが必須なのか。廃止や建て替え、LED化による削減効果が少ない施設は2030年度以降にLED化をするという判断はありうるのか。	今回の調査対象である施設は、廃止予定や、照明のない施設を発注者側で事前に除いております。したがって本業務では、全543施設を2030年度までにLED化する計画を策定することを求めています。ただし、今後、各施設の状況に応じて、LED化を不要と判断される施設が出てくる可能性はあります。
3	仕様書 施設所管課・管理者への事前説明	現地調査を行う際に、本調査業務について県から施設所管課及び施設管理者へは事前説明があり、調査に協力頂けることになっていると考えてよいのか。あるいは受託者が本業務の目的や主旨等から説明することになるのか。	調査開始時点において、県カーボンニュートラル推進課から、施設所管課及び施設管理者へ本調査業務についてのご協力をお願いする予定です。
4	仕様書 更新対象照明	調査対象の照明の内、間引き運用等で管球が外されている箇所や管球が設置されていても常に消灯している照明があった場合、施設所管課や施設管理者へ今後も使用しないことを確認した後、更新対象照明から外してもよいのか。	ご認識のとおりです。 ただし、採光無窓の部屋に設置してあるものや防災用のもの(非常用照明、誘導灯)など、法令上必要な箇所については、更新対象照明のままとします。
5	仕様書 施設の築年数	LED照明更新工事費を算出するには施設の asbestos 含有状況を確認する必要があるため、対象施設の築年数を開示頂くことは可能か。	受託者決定後、建物ごとの建設年月日を開示予定です。
6	仕様書 施設の開館時間	LEDによる電気料金削減額を算出する際、施設の開館日・開館時間等から照明利用時間を推計するが、対象施設データベース案には開館日等が確認できなかったため、開館日等を開示頂くことは可能か。	開館日・開館時間は調査の中で把握いただくことを想定しています。
7	仕様書 コストの試算	「器具更新と管球交換での事業費や実施プロセスを含めたメリットとデメリットを整理すること」とある箇所について、器具更新と管球交換の両方を検討する照明について、照明器具や建材への取り付け方法等、更新工事等の工程が類似するパターン毎に分類して、それぞれのパターンでメリットとデメリットを整理するという理解でよろしいか。	ご認識のとおりです。
8	仕様書 図面貸与のタイミングと図面データ	発注者が受託者に貸与する図面はどういったタイミングでどのように貸与されるのか。受託後すみやかに全ての図面を受託者に一括で貸与するのか、あるいは、施設に保管されている図面を施設管理者が貸与するのか。また、図面データは紙、CADデータ、PDF等、どのような形式で貸与されるのか。	貸与するタイミングは、紙資料の場合は施設に保管されている図面を施設管理者が貸与し、電子データ資料の場合は受託後すみやかに一括で貸与することを想定しています。貸与するデータの形式は、紙資料と電子データ資料(またはその両方)の場合があり、電子データ資料の形式もCAD・PDF・tifなど様々になっています。
9	仕様書 公営住宅および公舎(宿舍)の調査範囲について	公営住宅および公舎(宿舍)の調査対象範囲は、住居部分をのぞく共有部分のみの認識でよろしいか。	ご認識のとおりです。
10	資料1 対象施設データベース案 Asbestos調査について	対象施設データベース案(資料1)に項目のあるAsbestos調査について、法令上の実施要件への該当性について確認したい。 また、Asbestos調査は、別業務としてAsbestos調査資格を有する事業者が実施すべき業務であり、照明設備仕様や数量を整理する本業務とは別業務とすべきではないか。	・厚生労働省のHPIには、「解体・改修工事を行う際には、その規模の大小にかかわらず工事前に解体・改修作業に係る部分の全ての材料について、石綿(Asbestos)含有の有無の事前調査を行う必要があります。」とありますので、本業務の仕様書で規定する「LED化」工事も該当すると考えています。 (石綿総合情報ポータルサイト< <a href="https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/">https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/</a> >を参照) ・また、調査の実施を施工業者に義務付けていることも踏まえ、本業務の成果として、Asbestosの有無の確定までを求めるものではありませんが、本業務内容にある「コスト試算・事業手法の整理検討・実施計画案の策定」において、Asbestosの有無を可能な範囲で把握されることで、成果品の精度が高まることを期待しています。
11	資料1 対象施設データベース案 図面の有無に関して	対象施設データベース案(資料1)の「図面の有無」列において、有(一部)とされている施設については、照明の調査に必要な照明機器の姿図や電灯図面があることが確認できているのか、あるいは不明な状態なのか。	図面が有(一部)となっている施設について、照明調査に必要な図面がすべてそろっている場合と、そろっていない場合が含まれます。
12	実施要領 企画提案書の用紙サイズとページ数について	企画提案書の用紙サイズについて、記載内容のわかりやすさ、見やすさの向上を目的に、A3等のA4以外のサイズを利用することは可能でしょうか。また、ページ数について目安や制限はあるか。	提出書類はA4での提出をお願いします。 ページ数の目安や制限はありません。
13	実施要領 実績報告書の添付について	プロポーザル実施要領の「10 企画提案書等」では、過去5年間の同種業務の実績を添付することとなり、パンフレットや実績報告書等が例示されているが、テクニスの「登録内容確認書」または、納品した報告書の抜粋でもよろしいか。	ご認識のとおりです。
14	実施要領 企画提案書のファイル提出時のメール分割について	ファイル容量が10MB未満を超えた場合は、複数回に分けて、メール送付を差し上げるという認識でよろしいか。	ご認識のとおりです。
15	実施要領 再委託について	本業務の一部を再委託することは可能か。	プロポーザル実施要領10(5)ウに記載のとおりです。